

参考資料

請 願 一 覧 表

請願番号	件 名	備 考
第 1 号	小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する請願	意見陳述 希望あり

件名 小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制に関する請願書

趣旨

1. 飲用牛乳提供希望の有無を事前にアンケートする仕組み「小中学校の学校給食における飲用牛乳の選択制度」の導入して下さい。
2. 小中学校での学校給食の牛乳を、飲むことによる体調不良（乳糖不耐症、下痢、腹痛等）や特定の食物摂取制限の理由で飲めない児童生徒が、診断書なしでも飲用牛乳停止届の提出によって停止できるようにして下さい。
3. アレルギーが理由の場合は、診断書の提出を毎年求めず、一度でも診断されたら卒業まで継続して牛乳が停止されるようにして下さい。
4. 以上の旨が保護者の皆様に通知されるようにして下さい。

理由

愛知県からの調査によると、刈谷市の小中学校の給食では年間約2.3トン、約1万本分の未開封の牛乳が廃棄されています。

そして現場では「一口だけ飲みましょう」等の指導があり開封済みの残量を含めると現状の牛乳の廃棄量はさらに多いことが予想されます。

牛乳廃棄の多くは、牛乳を飲めなくても提供の停止ができていない子ども達が残している牛乳です。アレルギーの場合は診断書を提出することで免除されていますが、毎年診断書を得るのには費用も時間もかかります。アレルギーはなくても、牛乳が体に合わないなど様々な理由で飲めない子達が少なくありません。

日本人を含めアジア人の90%以上が乳糖不耐の体質であると言われている中、もともと日本食にはなかった牛乳は体質に合わないため要らないのではないかという意見もあります。牛乳のない本来の和食でもカルシウム等の栄養は十分に摂ることができます。無駄になってしまう牛乳の廃棄を減らすことは、SDGsの方向性とも一致しています。

例えば東京都多摩市では、無駄にする量を減らすために学期のはじめに希望をとる選択の制度が有効ではないかという結論に達し、2022年8月にその趣旨の請願が採択され、2023年の2学期から実施しています。具体的な実施方法の参考として、多摩市の「学校給食における飲用牛乳の対応について」を添付いたします。アレルギー以外の理由では診断書なしで飲用牛乳停止届の提出のみで停止でき、牛乳代が返金されるようになっています。また、牛乳の停止は卒業まで自動的に継続されます。

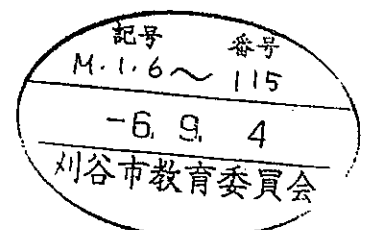
多摩市給食センターによると、導入後の苦情などはなく、逆に「ありがとう」や「助かった」などの声はあったそうです。多摩市の教育委員会の調査によると、東京都の26市のうち13市が既に診断書なしで牛乳を停止できるようになっているそうです。

今回の陳情書の提出をきっかけに、児童生徒一人ひとりの多様性を理解・尊重し、様々な理由から牛乳の飲めない子供たちの救済と、給食の廃棄量の削減にも繋がる、新たな学校給食の提供の仕組みが導入される方向へと、議論が進むこと願っております。

請願者 住所

氏名

電話



添付資料

1. 「乳糖不耐症」について (MSDマニュアル家庭版より)
2. 刈谷市の小中学校給食牛乳残量
3. 「多摩市発 学校給食の牛乳飲用が選択制に」 (生活者通信)
4. 多摩市教育委員会 学校給食における飲用牛乳の対応について (計 4 ページ)



給食の飲用牛乳の廃棄量と廃棄率について

学校給食センター <gakukyuu@city.kariya.lg.jp>

5月29日(水) 9:40

To: 

お問い合わせいただいた件につきまして、回答させていただきます。

牛乳の残量につきましては、日頃の確認は行っていないため、年間の残量は把握しておりません。
ただし、愛知県からの調査により、令和5年11月6日から11月10日の5日間、残量を確認しました。
その結果、5日間の合計で小学校では15.45kg、中学校では45.94kgの残量となりました。
1日あたりの平均量は小学校3.1kg、中学校9.2kgとなります。
また、残量率は、小学校0.17%、中学校1.06%となります。
残量の集計方法は、飲み残しは計量せず、全く飲まなかった牛乳の本数により集計しています。

よろしくお願いいたします。

愛知県刈谷市教育委員会

教育部教育総務課 学校給食センター

第一学校給食センター

448-0813 刈谷市小垣江町白沢36

電話0566-22-9800 FAX0566-26-0509

E-mail : gakukyuu@city.kariya.lg.jp

多摩市教育委員会

保護者の皆様

学校給食における飲用牛乳の対応について

多摩市では完全給食として飲用牛乳提供を原則としていますが、食物アレルギーや食物アレルギー以外の疾患、特別な事情により牛乳を飲用できない児童生徒がいます。また、停止できず手つかずの牛乳が一定量廃棄されている食品ロスの現状がありました。そこで学校給食における飲用牛乳の必要性をご理解いただいた上で、飲用牛乳停止届の提出により飲用牛乳を停止できるように対応いたします。

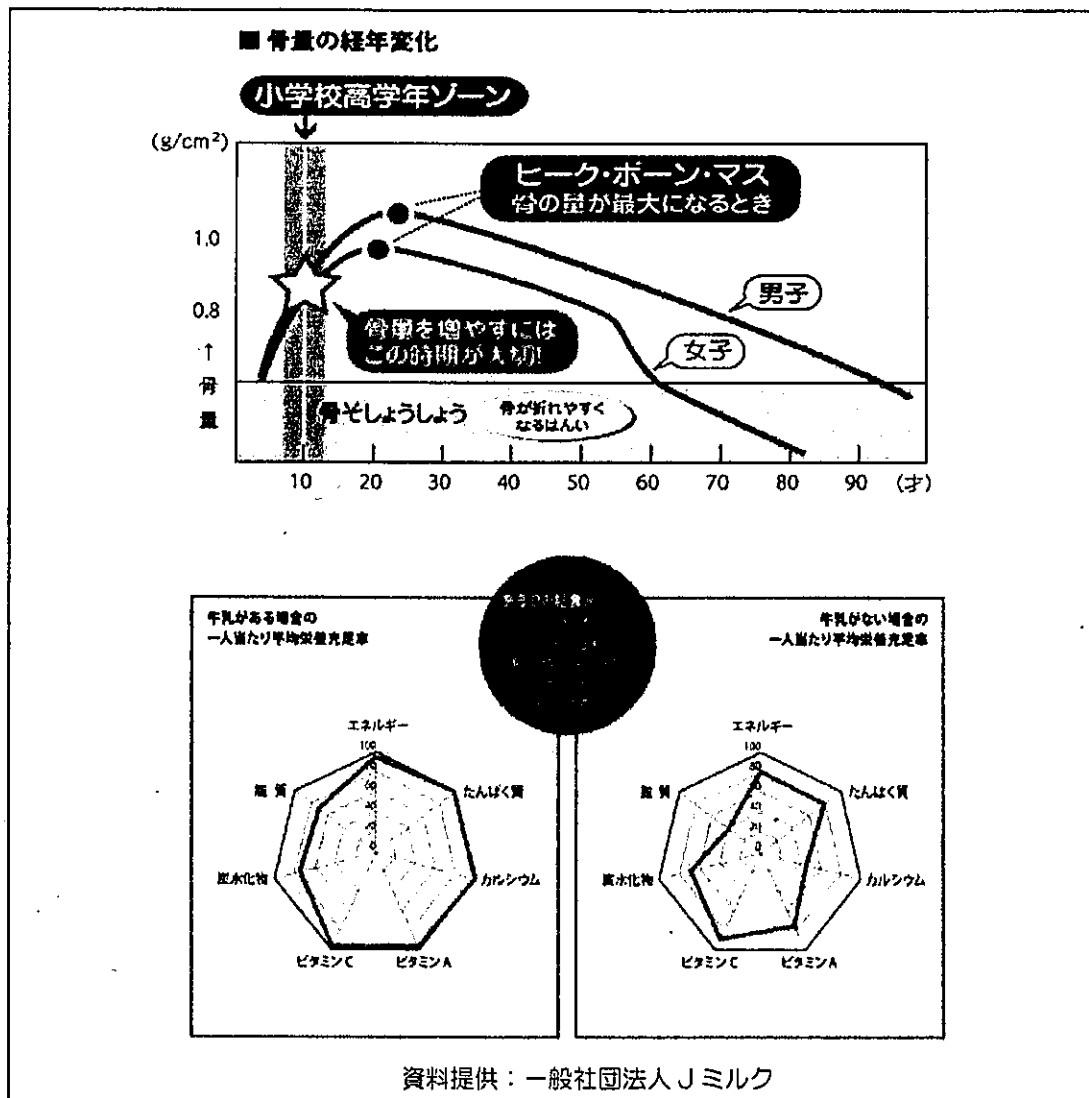
記

1. 学校給食における牛乳の必要性

日本の学校給食は、法律に基づいて教育活動の一環として実施されています。学校給食は、子どもの成長に必要な各栄養素の基準を国が設定し、栄養バランスを考えた食事を全国の学校で提供しています。

多くの栄養素の摂取量が充足あるいは過剰になっている現在においても、カルシウムは日本人にとっていまだに不足しがちな栄養素です。このため、文部科学省が定める「学校給食摂取基準」はカルシウムについて、1日に必要な摂取量の50%が学校給食で摂取できるよう設定しています。カルシウムは牛乳・乳製品や小魚、野菜など身近な食品に多く含まれることはよく知られています。食品の栄養素は、食べた量がそのまま体内に取り込まれるのではなく、一部は吸収され、残りは排泄されます。牛乳はカルシウムが豊富なだけでなく、吸収率が最も高い食品のひとつです。コップ1杯(200ml)に含まれるカルシウムは227mgで、吸収率は40%。小魚33%や野菜19%に比べて、より多くのカルシウムを効率よく摂ることができます。体内に吸収されたカルシウムは、筋肉の収縮、神経伝達、骨や歯の形成など、体づくりに利用されます。骨も皮膚と同じように代謝しており、全身の骨は生涯、生まれ変わり続けます。成長期には骨を大きく強くすることにも使われるため、伸び盛りの子どもは、大人以上にカルシウムが必要です。また、骨格の成長が完了し、最大骨量に到達する小児～青少年の発育期に、より高い骨量を得て丈夫な骨をつくっておくことが、女性の閉経後の骨粗しょう症予防、また男女問わず高齢期の転倒・骨折予防まで見据えた、生涯にわたる骨の健康につながります。

以上のことを考慮し、多摩市の学校給食では、特別な事情がない限り少しずつでも飲んでみようと思う気持ちを大切に、飲用牛乳の提供を推奨しております。



2. 飲用牛乳の停止対応をする理由

多摩市では完全給食として飲用牛乳提供を原則としていますが、食物アレルギー以外の疾患、特別な事情により牛乳を飲用できない児童生徒がいるのが実情です。この度、体調不良等で飲めない児童生徒に対して、医師の診断を求めずに保護者からの相談で牛乳の飲用を止めることができるよう教育委員会に請願が提出され採択されました。そこで上記1のとおり、学校給食における飲用牛乳の必要性をご理解いただいた上で、飲用牛乳停止届（以下「申請書」）の提出により提供を停止できるようにいたしました。

3. 飲用牛乳を停止する場合の対応

(1) 飲用牛乳の停止開始時期について

給食センターが飲用牛乳停止届の写しを受理後、次の期間（①②③）から対応を開始します。
停止開始は学期単位（1学期：4月または※5月、2学期：9月、3学期：1月）で行います。
※5月からは1年生のみの対応です。

(2) 飲用牛乳代に含まれている「停止」する飲料（提供できない飲料）について

- ・ 飲用牛乳（〔ミルメークなど飲用牛乳の付属品を含む〕）
- ・ 発酵乳（ジョア、飲むヨーグルトなど）
- ・ 乳飲料（ミルクコーヒーなど）
- ・ 乳酸菌飲料（ヤクルト、カルピスなど）
- ・ その他**乳成分を含む飲料**

停止する飲料
（提供できない飲料）



(3) 飲用牛乳代に含まれていない「停止」しない飲料（提供する飲料）について

- ・ ジュース類
- ・ お茶類（緑茶、紅茶など）
- ・ その他**乳成分を含まない飲料**



停止しない飲料
（提供する飲料）

※ (3) の飲料代は、お支払いいただいているため提供します。

**(2)の飲料は提供
できません**



**飲料代が飲用牛乳代金に含まれる
ので提供できません**

**(3)の飲料は提
供します**



飲料代が給食費に含まれています



ジュース類等

(4) 欠席などにより (2) の飲料が余った時の対応について

停止する児童生徒に対しては、牛乳代をお支払いいただいていないため、飲料が余っていても
飲用することはお控えください。

(5) 不足するカルシウムの補填について

前記 1. でご説明した通り、牛乳には多くのカルシウムが含まれており、飲用牛乳を停止され
た場合は、学校給食で不足したカルシウムを補うことが難しいため、給食で摂取できない分
は、各ご家庭で摂取いただきますようお願い致します。

ご希望される方は、学校に申込書がありますので、担任の先生にお申し出ください。

また、飲用牛乳停止届の提出は、学校が設定した日までをお願いいたします。

4. 申請時の注意事項

停止理由1または2を選択する場合は、以下の条件を満たしているか確認をお願いします。

(見本) 飲用牛乳停止届の停止理由欄

停止理由 (○をつけてください) 1. 食物アレルギー 2. 特定の食物摂取制限 (宗教上や疾病等) 3. 飲用による体調不良 (乳糖不耐症、下痢、腹痛等) 4. その他 ()		1 または 2 に該当する方は以下の連絡も受けています。 ・アレルギー献立表提供申請書 ・情報提供資料申請届 ・疾病等による食物摂取制限など
--	---	---

【問い合わせ先】

多摩市立学校給食センター 南野調理所 TEL 042-371-2417

永山調理所 TEL 042-375-4661

第1号様式

見本

令和 年 月 日

多摩市立 学校長 殿

多摩市立学校給食センター長 殿

学 校 支 援 課 長 殿

保護者氏名 _____

飲用牛乳停止届

食物アレルギー等により牛乳・乳製品を摂取することが出来ませんので、学校給食における飲用牛乳(飲むヨーグルト等を含む)の摂取の停止を届出します。

学年	組	児童生徒氏名	停止理由 (○をつけてください)
			1. 食物アレルギー 2. 特定の食物摂取制限 (宗教上や疾病等 詳細提供資料提供済) 3. 飲用による体調不良 (乳糖不耐症、下痢、腹痛等) 4. その他 ()

【停止する飲料と停止しない飲料について】

停止する飲料	停止しない飲料
飲用牛乳 (ミルメークなどの付属品も含む) 発酵乳 (ヨーグル、飲むヨーグルトなど) 乳飲料 (ミルクロービーなど) 乳飲料 (ヤクルト、カルピスなど) その他乳成分を含む飲料	ジュース類 お茶類 (緑茶、紅茶など) その他乳成分を含まない飲料 ※飲料代は給食費に含まれているので免換します

※ 飲用牛乳以外の飲料については、献立表の下段、配食参考例、アレルギー献立表に牛乳停止の方への記載があるかないかを記載をいたしますので、ご確認ください。

【届出にあたっての注意】

※ 停止開始は学期単位 (1 学期: 4 月～7 月、2 学期: 9 月～12 月、3 学期: 1 月～3 月) で行います。学期途中で飲用牛乳を停止することは出来ません。

※ アレルギーにより飲用牛乳を停止する場合は、学校の面談時において「学校生活管理指導書」で確認してください。

※ 一度飲用牛乳を停止すると、再開の手続きを行うまで次年度以降も停止を継続します。(小学校から中学校へ進学する場合は、再度書類を提出してください)

※ 停止届の提出先は、児童生徒の在籍校です。

学校長	副校長	養護教諭	給食主任	担任

(学校は、受理確認後差しを給食センター、学校支援課へ送付する。)

議案第 17 号

令和 6 年 9 月刈谷市議会定例会提出議案（令和 6 年度刈谷市教育費 9 月補正予算、教育委員会委員の選任、工事請負契約の締結、指定管理者の指定、条例の一部改正）に関する意見の聴取について

令和 6 年 9 月刈谷市議会定例会提出議案（令和 6 年度刈谷市教育費 9 月補正予算、教育委員会委員の選任、工事請負契約の締結、指定管理者の指定、条例の一部改正）に関する意見の聴取については別紙のとおりであり、意見を求める。

令和 6 年 8 月 20 日提出

刈谷市教育委員会教育長 金 原 宏

提案理由

この案を提出したのは、刈谷市教育委員会所管事務専行規則第 2 条第 1 項第 10 号の規定により必要があるからである。

令和6年度刈谷市教育費9月補正予算(案)

【歳出】

(単位：千円)

科 目	補 正 額	事 業 等 内 容
10款 教育費		
1項 教育総務費	84,360	
3目 教育指導費	84,360	修学旅行費補助事業 84,360 ・修学旅行費補助金 84,360
5項 社会教育費	50	
4目 図書館費	50	図書等購入事業 50 ・図書購入費 50
10款教育費 補正額合計	84,410	補正後 10款教育費 9,200,171

予算額構成比	12.8	%
--------	------	---

修学旅行費補助事業（新規）

担当 学校教育課

（直通 62-1035、内線 2561）

事業費

84,360千円（10款1項3目） ※繰越明許費の設定

事業の概要

保護者の経済的負担の軽減を図るため、修学旅行に係る費用を補助する。

(1) 対象者

ア 市内の小中学校及び市内在住で刈谷特別支援学校（小・中学部）に通う児童生徒

イ 市内在住で市外の特別支援学校に通う児童生徒

(2) 補助額

ア 小学校・小学部 児童1人当たり上限20,000円

イ 中学校・中学部 生徒1人当たり上限40,000円



同意第 号

教育委員会委員の選任について

教育委員会委員に次の者を選任するものとする。

令和 6 年 9 月 4 日提出

刈谷市長 稲垣 武

住所 愛知県

氏名 生年月日 年 月 日

提案理由

この案を提出したのは、委員を選任するに当たり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を得る必要があるからである。

氏名入りの資料省略

議案第 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 6 年 9 月 4 日提出

刈谷市長 稲垣 武

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 工 事 名 | 総合文化センター大ホール舞台機構設備制御機器改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 刈谷市若松町 2 丁目 1 0 4 番地 |
| 3 | 工 事 概 要 | 舞台機構設備制御機器改修工事 |
| 4 | 請負契約金額 | 2 2 2 , 2 0 0 , 0 0 0 円 |
| 5 | 契約の相手方 | 三重県津市雲出長常町 1 1 2 9 番地 1 1
カヤバ C S 株式会社
代表取締役 大 前 聡 |

提案理由

この案を提出したのは、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を得る必要があるからである。

総合文化センター大ホール舞台機構設備制御機器改修

総合文化センターの大ホールは、オープンから 15 年が経過し、舞台機構を制御する機器の経年劣化が進行しております。機器が故障した場合、大ホールの供用が年単位の長期にわたり不可となるおそれがあることから、予防保全的に改修を行い、施設の機能維持を図ります。

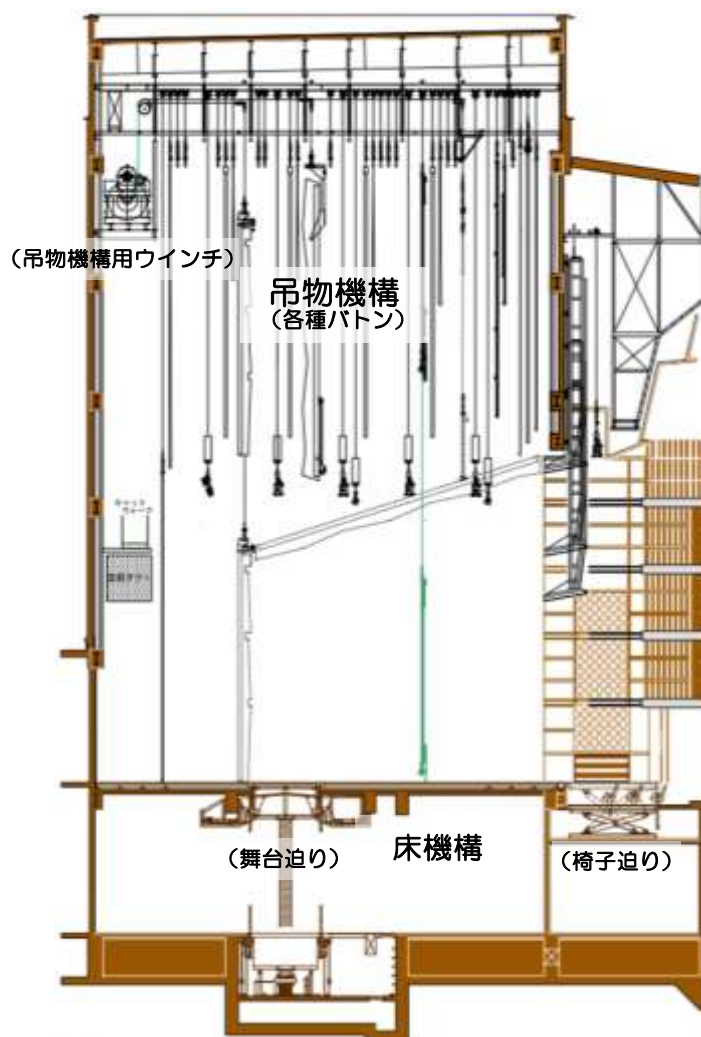
概要

- 工 期 令和6年10月～令和8年3月10日
- 施設概要 緞帳、吊物バトン12、幕バトン11、サスバトン（照明等）10、舞台迫り、椅子迫り 等
- 予算額 230,000千円
- 設計額（予定価格） 223,630千円
- 工事費（請負額） 222,200千円（税込）
- 請負率 99.36%
- 請負先 カヤバCS(株)

図面

- パワーボックス改修
- 舞台機構操作卓改修
- 吊物機構制御盤改修
- 床機構制御盤改修

○客席数	1,541 席
	（1 階席 1,186 席）
	（2 階席 355 席）



議案第 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 6 年 9 月 4 日提出

刈谷市長 稲垣 武

- 1 施設の名称 刈谷市総合文化センター
- 2 指定管理者 東京都千代田区神田小川町 1 丁目 2 番地
トールツリーグループ
代表者 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
代表取締役 橋本 鉄 司
- 3 指定の期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

提案理由

この案を提出したのは、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を得る必要があるからである。

指 定 管 理 者 候 補 者 選 定 調 書

施設名	刈谷市総合文化センター		
選定方法	公募	応募事業者数	2事業者
指定管理者候補者	東京都千代田区神田小川町1丁目2番地 トールツリーグループ 代表者 株式会社ケイミックスパブリックビジネス 代表取締役 橋本鉄司		
指定期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）		
指定管理者に行わせる業務範囲	1 生涯学習事業に関する業務 2 文化振興事業に関する業務 3 総合文化センターの維持管理に関する業務 4 その他総合文化センターの運営に関する業務		
選定経過	委員会開催回数及び最終開催日	全3回 令和6年7月8日	
	選定委員数及び委員の構成	8名（大学教授2名、公認会計士1名、各種団体3名、県職員1名、市職員1名）	
	選定方法	1次審査 書類審査（経理諸表審査含む。） 2次審査 面接審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	
選定の理由	刈谷市総合文化センター指定管理者選定委員会において、応募者から提出された申請書類及び面接により、管理運営の基本方針、生涯学習事業及び文化振興事業の提案、収支計画、運営体制などの審査項目に基づいて審査した結果、サービス向上に対し積極的な提案がなされ、経営状況が安定し、類似施設の運営実績も豊富にあることなど、総合的に優れていると評価されたため。		
応募事業者名		得点（配点1次一点、2次1,440点）	
トールツリーグループ		1次一点 2次1,086点	
A		1次一点 2次1,012点	
主管部課等名	教育部生涯学習課		

議案第 号

刈谷市公民館条例の一部改正について

刈谷市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 9 月 4 日提出

刈谷市長 稲 垣 武

刈谷市公民館条例の一部を改正する条例

刈谷市公民館条例（昭和 57 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

別表富士松公民館の部第 2 研修室の項の次に次のように加える。

第 3 研修室	510	680	510	1,550
---------	-----	-----	-----	-------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の刈谷市公民館条例の規定による富士松公民館の利用の許可、使用料の徴収その他富士松公民館の利用に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

この案を提出したのは、研修室の増設に伴い必要があるからである。

新旧対照表

○刈谷市公民館条例

新						旧					
別表（第 8 条関係）						別表（第 8 条関係）					
時間区分 利用区分		午前	午後	夜間	全日	時間区分 利用区分		午前	午後	夜間	全日
		午前 9 時 から午後 0 時まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで			午前 9 時 から午後 0 時まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで
東刈谷公民館	大集会室	1,550円	2,100円	1,550円	4,800円	東刈谷公民館	大集会室	1,550円	2,100円	1,550円	4,800円
	第 1 研修室	690	920	690	2,100		第 1 研修室	690	920	690	2,100
	第 2 研修室	370	500	370	1,150		第 2 研修室	370	500	370	1,150
	和室	390	520	390	1,200		和室	390	520	390	1,200
	実習室	820	1,100	820	2,500		実習室	820	1,100	820	2,500
富士松公民館	大集会室	1,550	2,100	1,550	4,800	富士松公民館	大集会室	1,550	2,100	1,550	4,800
	第 1 研修室	690	920	690	2,100		第 1 研修室	690	920	690	2,100
	第 2 研修室	490	660	490	1,500		第 2 研修室	490	660	490	1,500
	第 3 研修室	510	680	510	1,550						
		和室	390	520	390	1,200		和室	390	520	390
	実習室	820	1,100	820	2,500		実習室	820	1,100	820	2,500
小垣江公民館	大集会室	1,550	2,100	1,550	4,800	小垣江公民館	大集会室	1,550	2,100	1,550	4,800
	研修室	690	920	690	2,100		研修室	690	920	690	2,100
	和室	390	520	390	1,200		和室	390	520	390	1,200
	実習室	820	1,100	820	2,500		実習室	820	1,100	820	2,500
北部公民館	大集会室	1,550	2,100	1,550	4,800	北部公民館	大集会室	1,550	2,100	1,550	4,800
	第 1 研修室	690	920	690	2,100		第 1 研修室	690	920	690	2,100
	第 2 研修室	490	660	490	1,500		第 2 研修室	490	660	490	1,500
	和室	390	520	390	1,200		和室	390	520	390	1,200
	実習室	820	1,100	820	2,500		実習室	820	1,100	820	2,500

議案第 号

刈谷市体育施設条例の一部改正について

刈谷市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 9 月 4 日提出

刈谷市長 稲垣 武

刈谷市体育施設条例の一部を改正する条例

刈谷市体育施設条例（昭和 44 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表井ヶ谷グラウンドの項の次に次のように加える。

亀城グラウンド	刈谷市城町 2 丁目 2 番地
双葉グラウンド	刈谷市半城土町掛貝 3 番地 9

「			
別表第 4 中	井ヶ谷グラウンド	30 分までごとに	

「			
1,700	を	井ヶ谷グラウンド	30 分までごとに
		双葉グラウンド（1 面につき）	30 分までごとに
」			

1,700	に改める。
1,270	
」	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の刈谷市体育施設条例の規定による亀城グラウンド及び双葉グラウンドの使用許可、使用料の徴収その他亀城グラウンド及び双葉グラウンドの使用に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 亀城グラウンド及び双葉グラウンドの管理を行わせるものの指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

この案を提出したのは、亀城グラウンド及び双葉グラウンドの設置に伴い必要があるからである。

新旧対照表

○刈谷市体育施設条例

新

(名称及び位置)

第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称		位置	
刈谷市体育館		刈谷市逢妻町 4 丁目 32 番地	
刈谷球場		刈谷市城町 1 丁目 49 番地	
小垣江グラウンド		刈谷市小垣江町大津崎 65 番地	
井ヶ谷グラウンド		刈谷市井ヶ谷町稲葉崎 42 番地 4	
亀城グラウンド		刈谷市城町 2 丁目 2 番地	
双葉グラウンド		刈谷市半城土町掛貝 3 番地 9	
港町グラウンド		刈谷市港町 1 丁目 1 番地	
ウィングアリーナ刈谷		刈谷市築地町荒田 1 番地	
ウェーブスタジアム刈谷		刈谷市築地町荒田 1 番地	
グリーングラウンド刈谷		刈谷市築地町荒田 1 番地	

別表第 4 刈谷球場等附帯設備使用料 (第 6 条関係)

区分		内容		金額	
照明設備	刈谷球場	入場料等を徴しない場合	全点灯 30 分までごとに	4,260 円	
			2 分の 1 点灯 30 分までごとに	2,660	
		入場料等を徴する場合	営利を目的としない場合	全点灯 30 分までごとに	8,520
				2 分の 1 点灯 30 分までごとに	5,330
			営利を目的とする場合	全点灯 30 分までごとに	42,600
				2 分の 1 点灯 30 分までごとに	26,630

旧

(名称及び位置)

第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次の表に掲げるとおりとする。

名称		位置	
刈谷市体育館		刈谷市逢妻町 4 丁目 32 番地	
刈谷球場		刈谷市城町 1 丁目 49 番地	
小垣江グラウンド		刈谷市小垣江町大津崎 65 番地	
井ヶ谷グラウンド		刈谷市井ヶ谷町稲葉崎 42 番地 4	

別表第 4 刈谷球場等附帯設備使用料 (第 6 条関係)

区分		内容		金額	
照明設備	刈谷球場	入場料等を徴しない場合	全点灯 30 分までごとに	4,260 円	
			2 分の 1 点灯 30 分までごとに	2,660	
		入場料等を徴する場合	営利を目的としない場合	全点灯 30 分までごとに	8,520
				2 分の 1 点灯 30 分までごとに	5,330
			営利を目的とする場合	全点灯 30 分までごとに	42,600
				2 分の 1 点灯 30 分までごとに	26,630

新					旧					
	小垣江グラウンド		30分までごとに	1,700	小垣江グラウンド		30分までごとに	1,700		
	井ヶ谷グラウンド		30分までごとに	1,700	井ヶ谷グラウンド		30分までごとに	1,700		
	双葉グラウンド（1面につき）		30分までごとに	1,270						
	ウェーブスタジアム刈谷	入場料等を徴しない場合	全点灯30分までごとに	4,260	ウェーブスタジアム刈谷	入場料等を徴しない場合	全点灯30分までごとに	4,260		
			4分の3点灯30分までごとに	3,520			4分の3点灯30分までごとに	3,520		
			2分の1点灯30分までごとに	2,660			2分の1点灯30分までごとに	2,660		
		入場料等を徴する場合	全点灯30分までごとに	8,520		入場料等を徴する場合	全点灯30分までごとに	8,520		
			4分の3点灯30分までごとに	7,030			4分の3点灯30分までごとに	7,030		
			2分の1点灯30分までごとに	5,330			2分の1点灯30分までごとに	5,330		
		営利を目的とする場合	全点灯30分までごとに	42,600		営利を目的とする場合	全点灯30分までごとに	42,600		
			4分の3点灯30分までごとに	35,150			4分の3点灯30分までごとに	35,150		
			2分の1点灯30分までごとに	26,630			2分の1点灯30分までごとに	26,630		
	グリーングラウンド刈谷		人工芝コート	30分までごとに	1,270	グリーングラウンド刈谷		人工芝コート	30分までごとに	1,270
	表示設備	刈谷球場	全面表示	午前	3,050	表示設備	刈谷球場	全面表示	午前	3,050
				午後	3,050				午後	3,050
				夜間	3,050				夜間	3,050
全日				9,170	全日				9,170	
得点判定表示（全面表示を利用する場合は除く。）		午前	1,010	得点判定表示（全面表示を利用する場合は除く。）	午前		1,010			
		午後	1,010		午後		1,010			

新					旧				
		スピード表示（全面表示 を利用する場合は除く。）	夜間	1, 010		スピード表示（全面表示 を利用する場合は除く。）	夜間	1, 010	
			全日	3, 050			全日	3, 050	
			午前	500			午前	500	
			午後	500			午後	500	
			夜間	500			夜間	500	
			全日	1, 520			全日	1, 520	
	ウェーブスタジアム刈谷		午前	3, 650		ウェーブスタジアム刈谷		午前	3, 650
			午後	3, 850				午後	3, 850
			夜間	3, 650				夜間	3, 650
			全日	11, 100				全日	11, 100
	放送設備		午前	1, 520		放送設備		午前	1, 520
			午後	1, 520				午後	1, 520
			夜間	1, 520				夜間	1, 520
			全日	4, 580				全日	4, 580
	ピッチングマシン（1 台につき）		午前	710		ピッチングマシン（1 台につき）		午前	710
			午後	710				午後	710
			夜間	710				夜間	710
			全日	2, 130				全日	2, 130
備考 略					備考 略				

双葉小学校分離校予定地の用途変更について

1. 概要

現在、双葉グラウンドとして使用している双葉小学校分離校予定地は、昭和 53 年に刈谷市土地開発公社により用地取得したものを、昭和 58 年に市が買い入れ、その後、双葉小学校分離校予定地として教育委員会が所管してきたもので、スポーツ広場として市民に開放し、有効に活用してきた。

高須町さかのぼり 7 番 7	6,650.00 m ²
高須町さかのぼり 10 番 6	4,913.23 m ²
半城土町掛貝 3 番 9	14,439.77 m ²

2. 経緯

刈谷市土地開発公社が用地を取得した昭和 53 年当時は、区画整理事業に伴う宅地開発が進んでいた影響により、双葉小学校の児童数増加が顕著であったことから、将来的に分離校新設の必要が生じるものと予測されており、市は、その用地を確保していく方針であった。

しかしその後、社会情勢の変化もあって児童数が伸び悩んだことから、分離校建設までの間はスポーツ広場として有効に活用する方針に転じ、昭和 58 年には、市が公社から土地を買い入れ、昭和 60 年には、照明や防球ネットを設置した双葉グラウンドとして整備され、現在まで広く市民に利用されている。

3. 現状

種 目：軟式野球、ソフトボール、少年野球、グラウンドゴルフ、その他屋外スポーツ

開館時間：午前 9 時～午後 9 時（夜間照明期間 4 月～10 月）

休 館 日：水曜日、年末年始

使用料金：無料

駐 車 場：約 70 台

日数稼働率：	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	92.4%	90.5%	92.3%	89.2%	90.9%

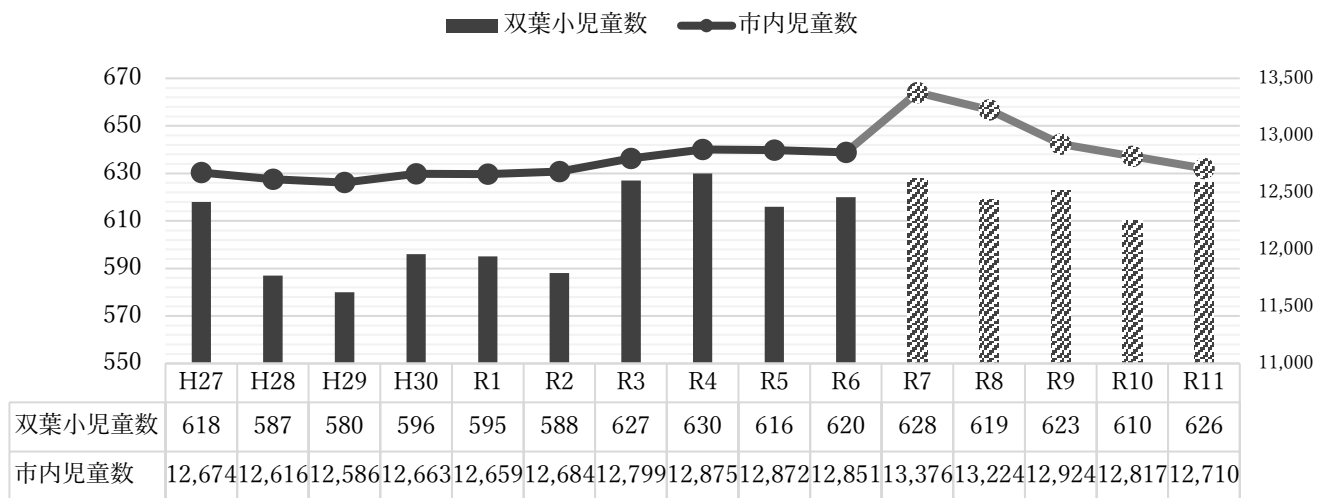
※他のグラウンドと比較して非常に高い

財産管理：教育総務課

施設管理：スポーツ課

4. 双葉小学校生徒児童数の推移について

(令和7年度以降は将来推計)



- ・平成27年度から令和6年度の双葉小児童数の推移は、一時減少しているものの、現在は平成27年度比100.3%で、ほぼ横ばいである。
- ・令和7年度から令和11年度の将来推計は、双葉小児童数はほぼ横ばいであるが、市内児童数は減少傾向であることから、今後、分離校が必要となるほどの大幅な生徒児童数の増加はないと予想される。

5. 主な工事等

	工事内容	金額（円）
平成24年度	物置設置	1,275,750
	防球ネット嵩上工事	2,205,000
令和元年度	コイン点灯盤更新工事	909,360
令和3年度	点灯盤修繕	1,012,000
令和4年度	シェルター塗装修繕	3,228,000
令和5年度	防球ネット他改修工事	24,780,800
	トイレ改修工事	341,000

6. まとめ

児童数等の現状の分析から、今後、分離校が必要となるほど双葉小学校の児童数が大幅に増加する見込みがないこと、また、双葉グラウンドが年間を通して非常に高い稼働率で使用されていることや、現在までグラウンドとして設備投資をしてきたことから、双葉小学校分離校予定地を体育施設として用途変更することについて、妥当性があると考えます。